

姫路市産業デジタル化支援補助金 業者登録申請要領

(R2. 11. 4 更新)

令和2年11月より実施する「姫路市産業デジタル化支援補助金」の交付申請には、「姫路市産業デジタル化支援補助金登録業者名簿」（以下「業者名簿」といいます。）に登録された業者からのデジタル機器購入やサービス提供を受けることが必須条件となります。

そこで、令和2年10月19日（月）より、「業者名簿」への登録業者の募集を行います。

上記名簿への登録を希望される方は、この要領に基づき業者登録申請を行ってください。

令和2年10月

姫路市

産業局 商工労働部 産業振興課

◎ 業者登録申請について

姫路市産業デジタル化支援補助金事業（令和2年11月20日より受付開始。以下「補助金」という。）の補助金交付申請を行おうとする者が、デジタル機器の購入やシステムの導入を行う場合は、原則として業者名簿に登録された業者を利用します。

業者名簿への登録を希望される方は、必要書類を添付し、業者登録申請書（姫路市産業デジタル化支援補助金用）を郵送で提出してください。

※姫路市契約課で業者登録している場合でも、申請は必要です。

※姫路市契約課で業者登録している場合は、一部の添付資料は、不要です。

◎ 業者の登録について

申請された内容について、登録の要件を満たしているかを審査し、要件を満たすと認められた時に申請者へ登録通知を行うとともに、「業者名簿」に登録します。

※「業者名簿」に登録された者は、姫路市産業デジタル化支援補助金の交付申請をすることは出来ません。

【1】 登録申請できる者の要件

- 1 令和元年10月1日以前より独立して営業している者
※業務内容が補助金の補助対象事業に係るものであることが条件です。
- 2 令和2年10月1日以前より姫路市内に店舗がある者
- 3 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限を受けている者でないこと。
<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005499.html>
- 4 姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する関係機関等に該当せず、かつ将来にわたっても該当する者でないこと。
- 5 姫路市税及び国税に滞納が無い者（納税猶予の許可通知書[㊟]がある場合は除く。）
- 6 本補助事業に係る機器等の代金の受取りを口座振込で決済できる者
- 7 機器等購入者の業務デジタル化への相談に応じることができる者
- 8 販売機器等の詳細な明細を発行できる者
- 9 姫路市産業デジタル化支援補助金の交付申請をしていない者で、今後も当該補助金を利用しない者

【2】 業者登録の申請方法等について

1 申請方法

業者登録申請書（姫路市産業デジタル化支援補助金用）に登録に必要な書類を添付して、郵送で提出してください（郵送代は、申請者でご負担ください）。

※業者登録申請書（姫路市産業デジタル化支援補助金用）は、
姫路市ホームページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000014157.html>

よりダウンロードしてください。

※姫路市契約課で業者登録している場合は、一部の添付資料は、不要です。

2 申請先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市産業デジタル化支援補助金事務局 宛

3 申請期間

令和2年10月19日（月）から姫路市産業デジタル化支援補助金事業の申請期間終了まで（申請期間についてはホームページで確認してください。）

【3】 登録に必要な書類について

1 **法人**

① 業者登録申請書（姫路市産業デジタル化支援補助金用）

② 「姫路市産業デジタル化支援補助金登録業者名簿」登録に関する誓約書

※姫路市契約課で業者登録済の場合は、③以下の提出は不要です。

③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

④ （姫路市）市税納税証明書 <姫路市に納税義務のある業者>

※姫路市役所税務部窓口等で発行する業者登録申請用納税証明書（滞納無証明書）

※申請期間の初日以降に発行されたものに限る。

⑤ 国税納税証明書（税務署様式その3の3）

※申請期間の初日以降に発行されたものに限る。

⑥ 財務諸表（直近の事業年度分）

⑦ 姫路市内の店舗の写真（外観、内観など営業内容のわかるもの）

2 **個人事業主**

① 業者登録申請書（姫路市産業デジタル化支援補助金用）

② 「姫路市産業デジタル化支援補助金登録業者名簿」登録に関する誓約書

※姫路市契約課で業者登録済の場合は、③以下の提出は不要です。

③ 身分証明書（本籍地自治体の戸籍担当部署が発行したもの）

④ 住民票の写し（事業主の本籍地が記載のものに限る。）

- ⑤ (姫路市) 市税納税証明書 <姫路市に納税義務のある業者>
※姫路市役所税務部窓口等で発行する業者登録申請用納税証明書(滞納無証明書)
※申請期間の初日以降に発行されたものに限る。
- ⑥ 国税納税証明書(税務署様式その3の2)
※申請期間の初日以降に発行されたものに限る。
- ⑦ 所得税の確定申告書(令和元年度分の第一表及び第二表)
- ⑧ 財務諸表(直近分)
- ⑨ 姫路市内の店舗の写真(外観、内観など)

【4】 その他注意事項

- ① 「業者名簿」への登録は、姫路市産業デジタル化支援補助金事業による登録店舗の売上を保証するものではありません。
- ② 「業者名簿」登録申請の内容につき、事務局より面接を求めることがあります。
- ③ 申請内容に虚偽があった場合は、登録を取り消すことがあります。
- ④ 「姫路市産業デジタル化支援補助金募集要領」を熟読しておくこと。

【5】 「業者名簿」登録内容

- ① 店舗名(屋号)
- ② 市内店舗の所在地
- ③ 連絡先(電話番号)
- ④ 提供できるサービス(販売機器、取扱可能な事業のデジタル化サービス等)
※提供できるサービスについては、申請書に記載された内容の文頭から30文字までを登録します。

【6】 問合せについて

姫路市産業振興課 t e l 0 7 9 - 2 2 1 - 2 6 2 2